

東京都立川市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、平成30年4月1日現在における東京都立川市の行政区域とする。概ねの面積は、2,436ヘクタール程度（立川市面積）である。

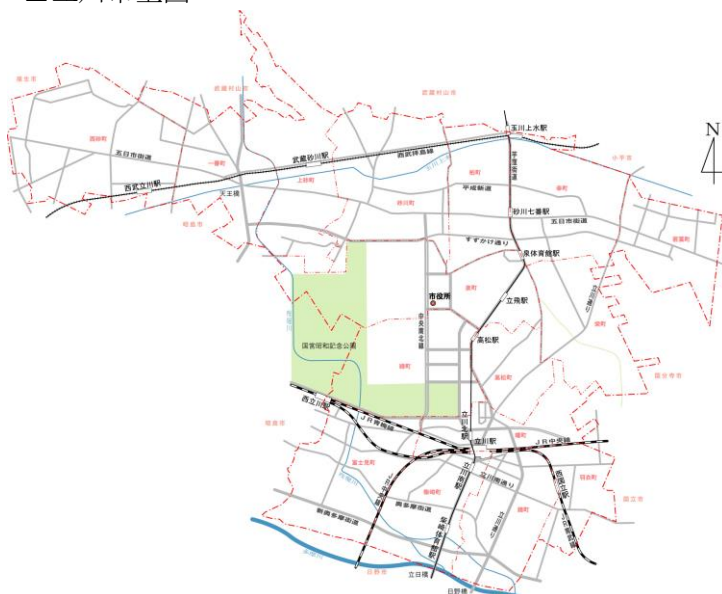
本区域は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区として多摩川鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、本区域には、都市緑地法に規定する特別緑地保全地区、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立公園、国定公園、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地は存在しない。

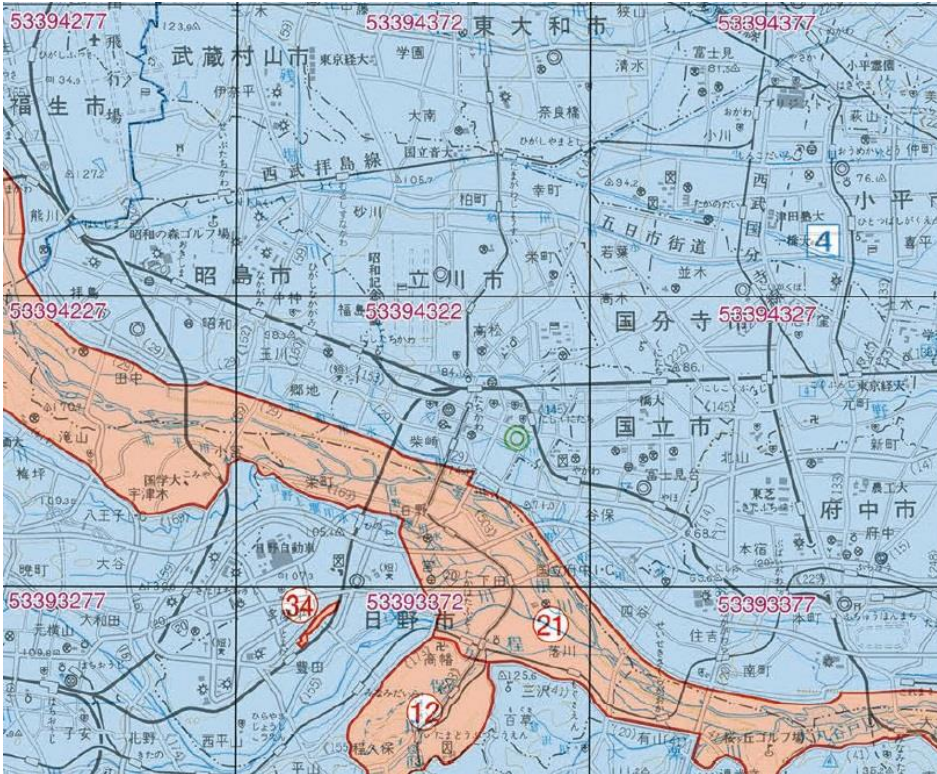
■ 立川市位置図



■ 立川市全図



■鳥獣保護区



出典 東京都環境局 平成 29 年度 東京都鳥獣保護区等位置図（立川市域の拡大図）

② 多摩川鳥獣保護区

■環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落



- ① 玉川上水両岸の樹林帯
- ② 武蔵野のケヤキ・シラカシ屋敷林
- ③ 多摩川、富士見町付近の河辺植生

出典 環境省自然環境局生物多様性センター（一部、立川市加工）

(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

立川市は、島嶼部分を除いた東京都のほぼ中央、西よりに位置し、都心から概ね40 km 圏、東京駅からJR中央線で約50分の位置にある。

JR立川駅を中心とした商業が発展する一方、日本を代表する国営昭和記念公園をはじめとした自然も豊かであり、緑あふれる都市である。本市の南側には東西に流れる多摩川、北側には武蔵野台地開墾の源となった玉川上水の清流がながれ、多摩川の段丘崖に緑の多い傾斜地をみるほかは、概ね平坦で傾斜の少ない地形を構成している。また、多摩地域でも有数の農地面積を誇っている。

②インフラの整備状況

鉄道は東西方向に、JR 中央線・南武線・青梅線・五日市線、西武拝島線の5路線が通り、南北方向に多摩都市モノレールが通る、多摩地域の交通の要衝となっている。市内の中心に位置する JR 立川駅は多くの路線の結節点であるため、1日の平均乗車数が多摩地域で最大数となっている。

平成26（2014）年3月に完了したJR中央本線（三鷹～立川）の連続立体交差事業により市内交通環境の改善が進むなか、平成30（2018）年4月にはJR南武線矢川駅～立川駅区間の連続立体交差事業が準備中区間に位置づけられるなど、交通の利便性向上が一層進む予定である。

道路においては、市内に高速道路のインターチェンジや国道はないものの、都心へと続く主要地方道が通っている。本市近隣には中央自動車道もあり、10 km圏内には複数のインターチェンジもあることから、都心や地方への移動がスムーズに行える。

③産業構造

市内産業の売上比率（企業単位）では、卸売・小売業が34.1%、医療・福祉サービス業が16.1%、製造業が9.9%を占めている（地域経済分析システム・平成24（2012）年）。

事業所数では、卸売・小売業が25.7%、宿泊業・飲食サービス業が14.1%、生活関連サービス業・娯楽業が8.4%、医療・福祉及び不動産業・物品賃貸業が8.2%となっている（経済センサスー活動調査（平成28年））。

立川市への通勤流入数上位5位である八王子市、昭島市、日野市、東大和市、武蔵野市（平成22（2010）年国勢調査）と本市の産業（大分類）別従業者数の比率（対人口）を比較すると、本市は第3次産業の従業者が多く、「小売業」「宿泊業、飲食サービス業」「医療、福祉」など、サービス産業のうち主に個人向けにサービス提供する「個人向けサービス産業」に特化している（たちかわ創生総合戦略（平成27（2015）年）下記の表参照）。

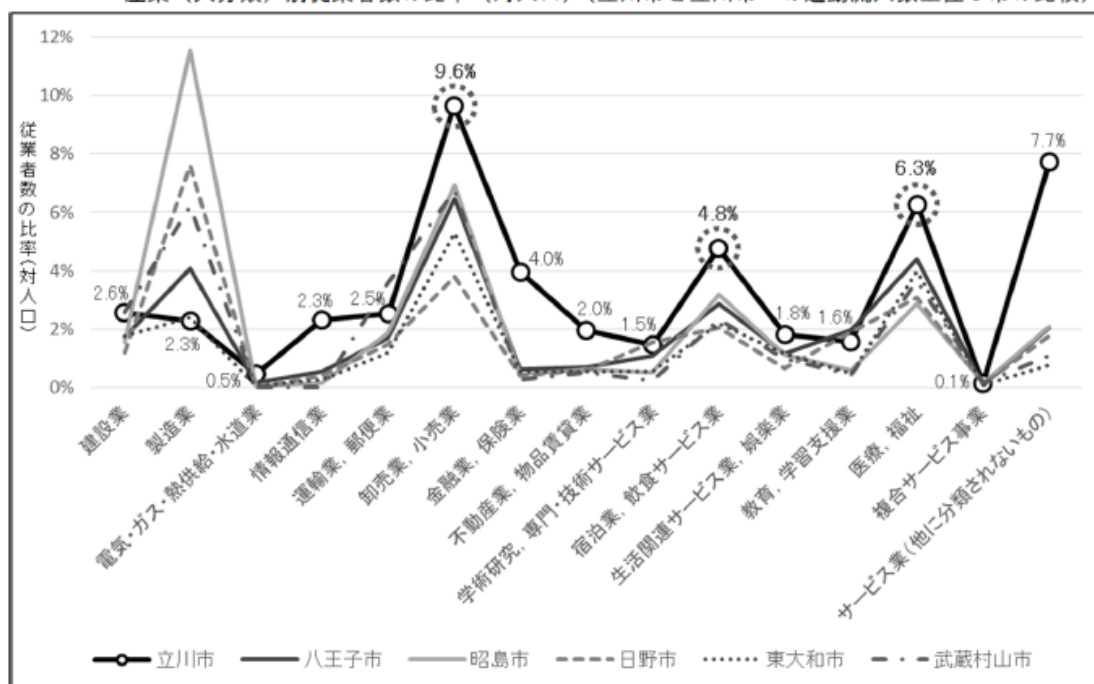
製造業の事業所数は、255事業所で全業種の3.4%を占めており（経済センサスー活動調査（平成28年））、生産用機械器具製造業では世界的なトップシェアを誇る事業者が存在

するなど、確かな技術力が保たれている。

農業においては、市内全体の経営耕地面積が約270ヘクタールあり、生産緑地の面積約203ヘクタールは多摩地域で八王子市、町田市について3番目の面積であり、東京うど、ブロッコリー、植木は都内では一番の生産量である。

また、本市は豊富な農地を保有しながらも、交通機関の要衝であるという特徴から商業都市としても発展し、昼間人口指数が114.2と多摩地域で1番高い。さらに、立川市を代表する観光資源の国営昭和記念公園では、花火大会やたちかわ楽市などのイベントを実施しており、他の国営公園と比較しても来場者が多い。スポーツ分野では、公営事業であるたちかわ競輪や国営昭和記念公園及び周辺地域を活用した立川シティハーフマラソンのほか、ホームゲームを行っている立川ダイス（3×3バスケットボール）やトヨタアルバルク東京（バスケットボール）、立川・府中アスレティックFC（フットサル）などの活躍が立川市への観光に寄与している。この他、109点のパブリックアートが設置されたフェアレ立川アートなどの文化に関わる観光資源が豊富であり、こうした交流人口の多さが立川市の産業を支えている。

産業（大分類）別従業者数の比率（対人口）（立川市と立川市への通勤流入数上位5市の比較）



注：総務省・経済産業省「経済センサス活動調査(2012年)」、東京都総務局統計部「住民基本台帳による東京都の世帯と人口(2012年1月1日現在)」をもとに立川市作成

④人口分布の状況

本市の総人口は約18万人であり、人口約420万を擁する多摩地域の中においても9番目の人口数となっている。

本市の人口動態の特徴として、15歳から24歳の世代が転入超過であり、25歳から39歳の

世代が転出増加である。これは進学、就職を機に地方から立川へ転入するが、結婚、出産、住宅購入等のライフステージの変化から、近隣市や区部に転出していることも要因の一つとして考えられる。

また、今後の将来人口推計においては、本市においても減少が推測されており、平成72(2060)年には約13万人に減少(平成22(2010)年比、約28%減)すると予測されている。これに対し、本市では平成27(2015)年度に「たちかわ創生総合戦略」を策定し、25歳から39歳の世代をメインのターゲットとして4つの戦略を定め、本市の強みを活かしたにぎわいの創出、多様な生き方や働き方を支援するためのまちづくり等様々な施策により、人口減少抑制を図る取組を行っている。

■人口の推移

| 年月 | 人口 | 世帯 |
|-----------|---------|--------|
| 平成30年1月1日 | 182,658 | 89,838 |
| 平成29年1月1日 | 181,554 | 88,650 |
| 平成28年1月1日 | 179,796 | 87,091 |
| 平成27年1月1日 | 179,090 | 86,162 |

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

立川市では、「立川市第4次長期総合計画」において、立川市のめざすまちづくりの将来像を「にぎわいとやすらぎの交流都市 立川」と定めている。この将来像の実現に向けた都市像として、「人々が交流し、さまざまな価値がうまれる活力あるまち」を掲げており、この方向性に基づいて「立川市第2次観光振興計画」(平成27(2015)年度から平成31(2019)年度)を策定している。当該観光振興計画において立川市が、「住みたいまち」・「住み続けたいまち」、「訪れて楽しいまち」として選ばれ続けることを目指している。

立川市の観光資源としては、国営昭和記念公園やファール立川アートなどの集客施設があるほか、バスケットボールなどのプロスポーツチームのホームタウン・活動拠点となっていることで観光客の増加にもつながっている。こうした観光客・交流人口に応じたサービス産業が盛んであり、近隣市と比較しても第3次産業の従業者が多い。「小売業」「飲食サービス業」「医療、福祉」などの「個人向けサービス産業」が多く、全業種の内43.5%と高く、特化している。付加価値額においては、全業種の内46.2%となっており、市内経済を支えている。

市の観光施設間の回遊性を高め、観光産業、サービス産業を充実させ、関連する企業の付加価値の向上を生み出すことを目指す。

また、同長期総合計画において、「多様な産業の活性化」に向けた施策を実施することを定めており、商店街や個店だけでなくものづくり産業の魅力を創出し、市内中小事業者の経営の安定化を図っている。

製造業の付加価値額(企業単位)及び従業者数(企業単位)は、ともに全業種の10.5%

を占め、市内産業を支える1つとなっており、世界的なトップシェアを誇る技術力の高い生産用機械器具製造業やアニメなどに関連した特徴的なものづくりを行っている事業者が多く存在している。

市の支援策等を継続し、関係機関と連携することによりものづくり産業の成長を支援し、地域経済を牽引するものづくり産業の創出を目指す。

上記の取組を行うことにより、市内の付加価値額を高め質の高い雇用を創出する。

(2) 経済的効果の目標

促進区域での地域経済牽引事業による付加価値増加分

【経済的効果の目標】

| | 現状 | 計画終了後 | 増加率 |
|-------------------|----|---------|-----|
| 地域経済牽引事業の付加価値額増加分 | — | 668 百万円 | — |

(算定根拠)

1 件あたり平均 115.04 百万円（東京都の1事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成 28 年））の付加価値を創出する地域経済牽引事業を4件創出し、これらの事業が促進区域で1.45 倍の波及効果を与え、促進区域で約 668 百万円の付加価値を創出することを旨とする。

◇ $115.04 \text{ 百万円} \times 1.45 \text{ 倍} \times 4 \text{ 件} = 667.232 \text{ 百万円} \approx 668 \text{ 百万円}$

（1 件当たりの目標額 平均付加価値額）×（東京都全産業生産波及係数 1.45）×（地域経済牽引事業件数）

※ 1.45 倍は、平成 23 年の東京都の生産波及効果係数（全産業）を採用

【任意記載の K P I】

| | 現状 | 計画終了後 | 増加率 |
|-----------------|----|-------|-----|
| 地域経済牽引事業の承認事業件数 | — | 4 件 | — |

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（1）～（3）の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点から見た地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が11,504万円（東京都の1事業者当たり付加価値額（経済センサス-活動調査（平成28年））を上回ること。

（3）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で25%以上増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者間の売上げが開始年度比で25%以上増加すること。
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で6.7%以上又は1人以上増加すること。
- ④ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で5.7%以上又は235万円以上増加すること。

なお、（2）、（3）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（1）重点促進区域
指定しない。

（2）区域設定の理由

（3）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 立川市内の国営昭和記念公園等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野
- ② 立川市内の生産用機械器具製造業等の技術を活用した成長ものづくり分野

(2) 選定の理由

- ① 立川市内の国営昭和記念公園等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野

本市にある JR 立川駅の 1 日平均乗車人員は 167,108 人（うち、定期外利用は 75,854 人）であり、JR 東日本管内では 15 位（平成 29（2017）年度）に位置しており、通勤・通学者だけでなく、買い物などにより市を訪れている人が多く、交流人口が多いという特徴を持つ。

市を代表する観光地としては、年間約 413 万 6 千人（平成 29（2017）年度）の方が来場する国営昭和記念公園があり、他の国営公園と比較しても全国では 4 番目、関東圏では 1 番多い来場者数である（立川市調べ）。園内では毎年花火大会も実施している（261,000 人来場・平成 29（2017）年度）ほか、季節にあわせたイベントの開催や箱根駅伝の予選会、立川シティハーフマラソンのコースとしての利用もされている。

また、市の都市軸と位置づけている立川市道 2 級 23 号線（サンサンロード）では、地域団体等が行う立川よいと祭りなど多数のイベントが年間を通じて開催されており、約 546,300 人（平成 29（2017）年度）が来場している。

スポーツでは、立川商工会議所、立川市商店街振興組合連合会、立川観光協会、立川青年会議所といった市内経済団体で発起した 3×3 のプロバスケットボールチームの立川ダイスをはじめ、東京ヴェルディ（サッカー）や東京ヴェントス（サイクルロードレース）、トヨタアルバルク東京（バスケットボール）、立川・府中アスレティック FC（フットサル）がホームタウン・活動拠点としている。立川ダイスやトヨタアルバルク東京、立川・府中アスレティック FC がホームゲームを行っており、試合開催場所である市内の民間アリーナや商業施設が隣接する多摩都市モノレール立飛駅では、1 日の平均乗降客数が平成 28（2016）年度は 12,246 人（前年度比約 38%増）まで増加し、他の駅と比較して高い比率となるなど、観光客の増加につながっている。また、これら 5 つのスポーツチームでは、立川のスポーツによるまちづくりや地域経済の振興などを目的とした「立川プロスポーツチーム連絡会」を平成 30（2018）年 3 月に発足させ、同年 9 月には日本プロボクシング協会及び東日本プロボクシング協会の加盟ジムである石川ボクシングジム立川が加わり、プロスポーツ団体同士の連携の輪が広がっている。こうしたプロスポーツチームは、小学校の特別授業への参加や中学校のバスケットボールクリニックを実施しているほか、商店街イベントに参加することで集客効果を高めてにぎわいを創出するなど、スポーツの振興と地域経済の活性化に寄与している。

JR 立川駅北口にあるフェアレ立川（5.9 ヘクタールの街区）では、20 世紀末の世界中のトップアーティストたちが作成した 109 点のパブリックアートを設置しており、フェアレ立川アートツアー（平成 29（2017）年度 2,509 人が参加）や写真コンテスト、

ファーレ立川アートミュージアム・デーなどのイベント開催により、文化観光資源を活用した地域の魅力発信につながっている。また、立川いったい音楽祭りが立川駅周辺を中心に実施されており（約 62,000 人来場・平成 30（2018）年度）、音楽のまち立川としてのイメージが定着しつつある。

また、立川商工会議所の応募により、立川エリアが東京都知事から「多摩ビジネスイベント重点支援エリア」として平成 30 年 6 月に指定され、多摩地域における MICE（Meeting Incentive Convention Exhibition/Event の略）開催の拠点化に向け、経済及び観光振興の両面で交流人口の増加に向けた環境整備が進んでいくことが期待される。

現在、立川市では、第 4 次長期総合計画における個別計画である「立川市第 2 次観光振興計画」（平成 27（2015）年度から平成 31（2019）年度）に基づき、広域なイルミネーションの設置支援や立川駅周辺の Wi-Fi 環境の整備、観光案内コーナーの設置などを実施し、立川市が「住みたいまち」・「住み続けたいまち」、「訪れて楽しいまち」として選ばれ続けることを目標に、国営昭和記念公園や立川観光協会等と連携した取組を行っている。

以上のことから、立川市が有する様々な観光資源を活用して、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野における地域経済牽引事業を推進していく。

② 立川市内の生産用機械器具製造業等の技術を活用した成長ものづくり分野

立川市では立川基地に関連して、民有地を含めた広大な土地があり、倉庫業などが物流拠点として活用しているだけではなく、製造業のための工場が多く存在している。市内の特許取得件数は 602 件（地域経済分析システム・平成 29（2017）年）に及び、製造業で 318 件の特許取得があり、高性能な加工技術等を持っている。市内の製造業の売上では、電気機械器具製造業が全体の 43.7% を占め、窯業・土石製品製造業が 14.0%、生産用機械器具製造業が 13.9% と続いている（地域経済分析システム・平成 24（2012）年）。特に生産用機械器具製造業では、コンピュータ制御の工作機械では必須となる「精密位置決めスイッチ」において高い技術力が評価されて世界トップシェアを誇る事業者も存在し、経済産業省から「グローバルニッチトップ企業 100 選」にも選ばれている。この他、アニメやゲームなどのキャラクター市場で活躍する「フィギュア」や「プラモデル」などの生産等を行う事業者や、印刷加工技術とデザイナーがコラボレーションした紙製品のブランド化により世界的な受賞歴を持つ事業者など、多くの事業者が多様性に富む確かな技術力を保有している。

立川市では、製造業への支援策として、知的財産権の取得に係る費用や市内製品の展示会等への出展に係る費用などを補助する立川産品販路拡大等支援事業や、住工混在問題の対策を支援するため、工場における振動や騒音、悪臭による周辺環境を軽減するための費用を補助するものづくり企業立地継続支援事業などを実施している。こうした支援を継続しつつ、立川商工会議所等の関係機関と連携し、地域のものづくり産業の活性化を図っている。

以上のことから、生産用機械器具製造業等が有する高い技術力を活用して、成長ものづくり分野における地域経済牽引事業を推進していく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして観光・スポーツ・文化・まちづくり分野及び成長ものづくり分野における地域経済牽引事業を支援していくためには、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 固定資産税の減免措置の創設

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、固定資産税の減免措置に関する条例等の制定又は改定を行う。

② 地方創生関係施策

平成 29 年度～33 年度の地域再生計画に基づく地方創生推進交付金を活用して、「立川市内の国営昭和記念公園等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野」において、ファーレ立川アートのブランディングを核としたインバウンド・交流促進の支援施策を実施する予定。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

① 立川市が保有するデータの公開

立川市が毎年作成する「統計年報」掲載のデータ（人口、国勢調査、産業等）から、オープンデータ化に着手し、順次全庁的な取組として進める。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

① 立川市産業文化スポーツ部産業観光課に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。事業環境整備の提案を受けた場合、関係事業所管課、政策部門、財政部門と連絡調整し、事業者を支援できる体制を構築する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① 市内回遊性向上のための環境整備

観光客誘致のため、Tachikawa City Free Wi-Fi を JR 立川駅周辺に設置している。また、「輝く個店振興事業」により魅力的な飲食店、物販・サービス店部門の受賞店舗や市内の観光スポットを紹介するウェブサイト「たらった立川」（多言語対応）を、接続時のリダイレクト先にすることで市内の回遊性向上を図っている。当該ウェブサイトの内容を更新、充実することで、観光客増加による各産業の波及効果向上を図る。

| (6) 実施スケジュール | | | |
|---------------------------------------|-------------------|------------------------|--------------------|
| 取組事項 | 平成 30 年度 (初年度) | 平成 31 年度から 平成 34 年度 | 平成 35 年度 (最終年度) |
| 【制度の整備】 | | | |
| ①固定資産税の減税措置の創設 | 条例等の検討・制定予定 | 運用予定 | 運用予定 |
| ②地方創生関係施策 | 運用 | 運用予定 | 運用予定 |
| 【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】 | | | |
| ①立川市が保有するデータの公開 | 運用 必要に応じた項目追加 | 運用 必要に応じた項目追加 | 運用 必要に応じた項目追加 |
| 【事業者からの事業環境整備の提案への対応】 | | | |
| ①立川市 | 運用 | 運用 | 運用 |
| 【その他】 | | | |
| ①市内回遊性向上のための環境整備 | 運用 | 運用 | 運用 |

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

| |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 支援の事業の方向性</p> <p>地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、地域の支援機関が連携し、それぞれの能力を最大限に発揮し、事業者の事業段階に応じた適切な支援を行う必要がある。このため、市内に立地する立川商工会議所、公益社団法人東京観光財団、地域金融機関などの地域の機関と連携し、効果的な支援を行う。</p> |
| <p>(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法</p> <p>① 立川商工会議所</p> <p>地域の商工業の改善発展を図り、社会経済の増進に資することを目的に設立された地域経済団体である。公共性、地域性を併せ持ち、地域の経済発展を支えている。経営改善事業、地域振興事業を実施しており、経営相談、販路拡大支援、人材確保支援に取り組んでいる。</p> <p>② 立川市地域文化振興財団</p> <p>立川市の文化・芸術の保護、振興を行っている公益財団法人。本市を含む様々な地域団体と連携して立川といった音楽祭りや立川よいと祭り、たちかわ楽市などの様々</p> |

な催しに携わっており、文化・芸術活動の支援を行っている。

③ 立川観光協会

市内の団体、組合、法人等で組織され、観光事業の充実や、商工業の振興を目的に様々な取組を行っている。自然や文化、芸術を教授できる特色ある環境づくり、立川市の魅力を市内外に伝え、多くの人々が憩い交流できるにぎわいのあるまちづくりを目指している。アニメまちづくり地域振興事業として、アニメに関わる事業者を回遊するスタンプラリーなどを実施している。また、観光推奨認定品の選定や販売促進等を行っている。

④ 多摩信用金庫

市内に、本支店を有する多摩信用金庫は、広域的なネットワークと知見を生かし、市内企業の事業拡大支援、経営相談といった様々な事業支援を行っている。また、立川市への創業支援センターTAMAの設置や、立川市、立川商工会議所、日本政策金融公庫立川支店、社会福祉法人立川市社会福祉協議会、多摩信用金庫の5者で平成25(2013)年に「たちかわ創業応援プロジェクト」の協定を締結するなど、関係機関とも連携し事業者支援を行っている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

立川市は、多摩地域における商業や文化が集まる中核拠点として発展している。一方で、玉川上水、残堀川、国営昭和記念公園、立川崖線、五日市街道のケヤキ並木などの良好な自然環境が整備されている。このような特徴を踏まえ、立川市は、人々が安心して住み続けたいと思う環境を創出し、将来世代に引き継いでいくことを目指して、「人と自然を育み、住みやすさを創るまち」を理想像として掲げている。この理想像の実現のために、立川市では「立川市環境基本条例」に基づき、「立川市第2次環境基本計画」を策定し、様々な施策に取り組んでいる。

地域経済牽引事業の実施に当たっては、環境保全関係諸法令等の順守や計画との整合性を図るとともに、可能な限り自然環境に影響を与えないよう、環境保全や環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域社会との調和と共生を図るものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行う場合には、地域住民の理解を得られるよう、必要に応じて地域住民を対象とした説明会を実施するなど、周辺住民の理解を得られるよう努めるものとする。

【具体的な取組】

- ①大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、土壌汚染対策法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例等に基づき大気、公共用水域・地下水、土壌の汚染の防止、騒音、振動、悪臭の防止のための対策を実施する。

- ②公害苦情相談員制度の活用により、公害にかかる苦情や紛争を迅速かつ適切に処理するとともに、事業所に対して公害防止管理者等の選任徹底を指導するなど、企業における公害防止体制を確立する。
- ③資源循環型社会の構築を目指し、廃棄物の減量、再資源化、公共関与による環境産業の集積、最終処分場の確保、リサイクル技術の高度化、不法投棄などの不適正処理の防止、産業廃棄物の大量堆積の改善などを進める。
- ④工業等の水利用について、地下水採取規制に基づく地盤沈下の監視を行い、水環境の健全化と地盤環境の保全を図る。
- ⑤鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落並びにこれらの区域に隣接している区域での事業実施に当たっては、可能な限り自然環境に影響を与えないように配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域社会との調和を図っていくものとする。また、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接あるいは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、それぞれの環境関連部局と十分に調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、それらの保全が図れるように十分配慮して行う。

(2) 安全な住民生活の保全

立川市では、地域住民や駅周辺事業者、各関係機関、立川警察署等で構成する「立川駅周辺安全・安心まちづくり協議会」を立ち上げ、構成団体と密な情報共有、連携を行い、安全・安心なまちを目指している。

地域経済牽引事業の実施によって犯罪・交通事故等が増加することのないよう、以下の取組により、市民が安全・安心に暮らせる地域社会を目指していく。

【具体的な取組】

① 防犯設備の整備

地域住民が、地域経済牽引事業の実施地域周辺において犯罪被害にあわないように、周辺への防犯環境整備について検討を行う。

② 防犯に配慮した施設の整備・管理

道路、公園、工場等における植栽の適切な配置や剪定により、見通しの確保に努める。また、夜間において公共空間等が犯罪行為、迷惑行為に利用されないように留意する。

③ 従業員に対する防犯指導

事業者等は、従業員に対して法令の遵守や被害防止について指導する。

④ 地域における防犯活動への協力

地域住民等が行う防犯ボランティア活動等に積極的に参加するほか、これに対し場所等を提供するなど、必要な協力を行う。

⑤ 交通安全施設の整備

事業者等は、必要に応じて周辺環境を配慮した交通計画を策定する。交通事故防止のための道路照明、カーブミラー、視線誘導標の設置や交通渋滞の発生を見据えた導流帯、右折レーンの設置等を行う。

⑥ 雇用・就労の適正化

雇用や就労に関する法令が遵守されるよう、事業者や関係機関と協力して必要な措置をとる。

⑦ 暴力団等の反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するため、同勢力から接触等があった場合には、警察に即報するとともに、各種要求には絶対に応じない。

⑧ 地域住民との協議

事業者等は、地域経済牽引事業実施に当たり、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏を保持するため、地域住民・自治会等への事前説明や意見を十分に聴取する。

⑨ 警察との連絡体制の整備

上記①から⑧の事項その他、「安全な住民生活の保全」に関するものについて、警察と緊密に連絡する。

(3) その他

① P D C A体制の整備

行政、商工会議所、民間事業者の代表者等が集う会議体を設置し、基本計画の進捗状況の把握、効果の検証などの評価を、毎年度末に1回行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

該当なし

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

10 計画期間

本計画の計画期間は計画の同意の日から平成35年度末日までとする。

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。